

第3章 計画の推進体制

総合的な推進体制の充実

経済や社会環境の変化を踏まえた、男女共同参画社会を推進するためには、国、県、市、市民、事業者等が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら推進できるよう、推進体制の充実を図ることが重要です。

1 鹿沼市男女共同参画審議会の運営

男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するため、知識経験者・関係機関または関係団体の代表・公募による市民・市議会議員・行政関係者で組織する「男女共同参画審議会」を設置し、様々な立場からの意見を有効に活用し事業の推進に努めます。

2 市の推進体制の充実

行政内に「鹿沼市男女共同参画行政庁内推進会議」を組織し、関係課の相互の調整を行うとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるように努めます。

また、事務担当者会議を置いて、男女共同参画の視点に立った効果的な事業の推進について検討します。

3 国や県、他自治体との連携

男女共同参画社会の実現のための取組やさまざまな問題への対応について、国や県、他自治体との情報の共有を図り、課題の研究、協議等を行います。

4 市民・事業者との連携

「かぬま男女共同参画プラン」の推進は、市民、事業者、市などが一体となって取り組んでいくことが必要です。

積極的な市民の参画を期待するとともに、事業者や団体、グループなどが男女共同参画を推進するための、情報提供やネットワークづくりなどの支援に努めます。

5 意識や実態の調査研究、推進状況の収集と提供

男女共同参画に関して市民の意識や実態を把握し、次の計画に反映させます。

また、「かぬま男女共同参画プラン」の施策目標の達成状況を把握し、総合的点検・評価を行い、進行管理に努め、市民に公表します。